

みらいシニアライフローン（(一社)しんきん保証基金保証）

ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住または勤務される方 ・満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方 ・国民年金、厚生年金、各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している、または当金庫に同年金の受取口座を指定する手続きをした方 ・年金担保借入がない方 ・保証会社である(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ① 申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金（申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可） ② 申込人が①を用途として当金庫から借り入れた（一社）しんきん保証基金付個人ローン（切替プラン除く）の借換え資金および借換えに伴う繰上返済にかかる手数料（①と合わせた申込に限る） <p>※対象外となる資金用途 株式取得資金、投機的な性格の資金、税金支払資金（当金庫の窓口で納付される相続税・贈与税以外）、転貸資金、旧債返済資金（②以外）</p>
お借入金額	・100万円以内（1万円単位）
お借入期間	・3ヵ月以上10年以内
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。 ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変更させていただく場合があります。 ※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月元金均等・元利均等割賦返済（約定返済日は偶数月15日）（毎月元金均等・元利均等割賦返済も可（約定返済日は毎月15日）） ※元金返済据置期間は6ヵ月以内 ※6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用はできません
担保・保証人	・不要です。（保証会社である(一社)しんきん保証基金が保証をいたします）
保証料	・お借入金利に含みます。
遅延損害金	・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。（1年365日とする日割り計算）
事務手数料	融資実行時に1,000円＋消費税が必要となります。
繰上返済	<p>全部繰上返済に伴う手数料は、5,000円＋消費税が必要となります。</p> <p>※ただし、以下の場合は手数料不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部繰上返済 ・借入残高1,000千円以下の全部繰上返済 ・当金庫借入金による全部繰上返済

	<p>・死亡または代位弁済による全部繰上返済</p>
<p>苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。</p>
<p>必要書類</p>	<p>・ご本人であることを確認できる資料</p> <p>・年金取引があることを確認できる書類 (年金の振込が確認できるもの)</p> <p>※これから年金を受給する場合(他金融機関からの変更を含む)は、当金庫に年金受取口座を指定したことが分かる書類(写)および年金証書(写)</p> <p>・お使いみちを確認できる資料</p> <p>○見積書、注文書、請求書、工事請負契約書、振込依頼書(振込先名で資金使途が確認できるもの)、パンフレット、当金庫による聴取メモも可</p> <p>・ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑)</p> <p>※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。</p>